

工事等請負有資格業者名簿に登録された皆さまへ

この資料には、有資格業者の方に遵守していただくことが書いてあります。
必ず目を通し、違反することがないようにしてください。

福島県総務部入札監理課

1. 適正な下請契約の締結について

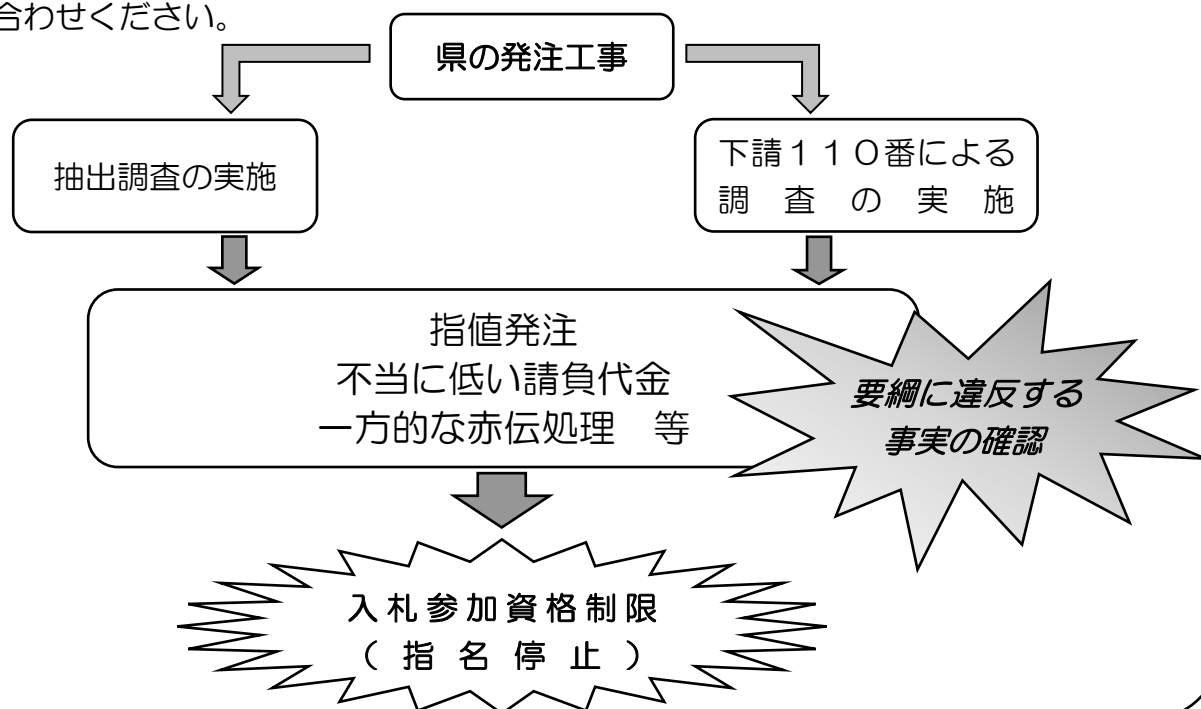
本県では、県発注工事における元請・下請関係の適正化を図るため、「福島県元請・下請関係適正化指導要綱（以下「要綱」という。）」を定めています。

要綱に違反した場合は、違反した者及びその者を指導する立場にある者に対して県が指導を行った上で、なお適切な対応がなされない場合は、入札参加資格制限措置（指名停止）の対象となります。

また、県発注工事等における元請下請間の契約の内容、支払いの状況等を確認するための抽出調査を行っています。調査の結果、要綱に違反する事実が確認された場合は、入札参加資格制限（指名停止）の対象となることがあります。

このほか、県発注工事における元請・下請間の法令等に抵触する行為があった場合の通報窓口として、「下請110番」を設置しています。

詳しくは、各工事の発注機関又は総務部入札監理課（電話024-521-7899）までお問い合わせください。



※本窓口は民事的な紛争解決のための仲介等を行うものではありませんので御了承ください。

2. 有資格業者の報告義務について

法令違反による処分や、県発注工事等以外の県内で発生した工事関係者事故、公衆損害事故等、入札参加資格制限(指名停止)措置要件に該当する案件が生じた場合は、速やかに入札監理課に報告を行って下さい。

3. 申請した事項に変更があった場合について

入札参加資格審査の届出事項に変更が生じた場合は、必要書類を添付の上、建設工事等入札参加資格審査変更届（以下「変更届」という。）を速やかに提出願います。

ただし、変更届では入札参加資格認定種別の追加はできませんので、追加受付の際に申請願います。

また、合併、会社分割、会社更生手続き開始及び民事再生手続き開始の場合は、各提出先にお問い合わせください。

変更届の提出を必要とする事項	商号又は名称、所在地、代表者又は委任者の職名・氏名、電話及びFAX番号、会社組織、委任先の増設・変更 建設業許可における変更事項、建設コンサルタント登録部門 技術者数（測量等の土木設計の参加資格を有しており、管理技術者・照査技術者の総人数が2名以上もしくは2名未満になった場合に限る。） 事業の廃止
変更届の提出が必要ない変更事項	入札参加資格の中間年における経営事項審査結果通知書 代表者以外の役員、印影、資本金の額、電子メールアドレス その他入札参加資格審査申請書類に記載していないもの

（注）電子入札用のICカードを取得されている場合、所管する建設事務所を変更する所在地の変更、代表者又は委任者の氏名が変更となる場合は、ICカードを再取得する必要があります。変更前のカードを使用しての入札は無効となりますのでご注意ください。

提出先及び提出方法

主たる営業所の所在地	提出先	提出方法	提出数
県内	主たる営業所の所在地を所管する建設事務所行政課 ただし、南会津建設事務所については総務課	郵送又は持参	1部
県外	総務部入札監理課		

- ・ 変更届の届出内容及び届出時期によっては、指名通知等を受けている場合において、指名通知や落札者決定が取り消されることがあります。
- ・ 変更届の提出遅延等により、入札及び契約事務の執行に重大な影響を及ぼした場合は、入札参加資格制限の対象となることがあります。

各種要綱や様式については、

福島県総務部入札監理課のホームページを御覧ください。

福島県入札監理課

検索